

# 滋賀県立八幡工業高等学校 部活動に係る活動方針

## 1 基本方針

- 1 本校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的、効率的、効果的に取り組む。
- 2 部活動は多様な学びの場として、活動を通じて好ましい人間関係を構築し、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。

## 2 適切な運営のための体制整備

学習と部活動の両立を支援し、安全面・健康面に十分配慮した無理のない活動に努める。そのために以下の点に十分配慮した活動とする。

- 1 年間の活動計画（活動日、休養日、および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、生徒・保護者に周知する。
- 2 校内の部活動組織および活動内容を設定、明記し、生徒・保護者に周知する。
- 3 校外活動、部費等の会計処理、部活指導員や外部指導者の活用等については、適切な運営を行い、適宜生徒・保護者に周知する。

## 3 部活動における留意事項

- 1 部活動顧問は、指導方針や目標設定、活動メニュー等について、学校教育目標や活動方針を十分に考慮し、効果的な内容を生徒とともに設定する。
- 2 部活動顧問は生徒の健康状態を把握し、生徒への安全指導を適切に行うとともに、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導する。
- 3 校長、部活動顧問、その他の学校関係者は日頃より体罰防止、ハラスメントの根絶に努め、それに向けた具体的な取り組みを行う。
- 4 部活動顧問は、事故防止に万全を期すとともに、緊急時対応や救急処置の研修を受ける、またその明確化、関係者への連絡体制の確立に努める。
- 5 活動日・休養日は以下の通りとする

活動日は、生徒の体力や技能に応じ、過重負担とならぬよう、また、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送れるよう、以下を基準とする。

本校における活動日・休養日の基準	
活動時間	平日はおおむね 3 時間以内、週休日および学校の休業日はおおむね 4 時間以内とする。
休養日	週 1 日以上。それに加え、週休日については 4 週あたり 2 日以上を休養日とする。
	大会などの日程の関係で予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後 2 週間のうちに休養日を設定する。
・朝練習は原則行わない	
・部活動の競技・部門・種目などの特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いは学校長の承認を得る。	

## 4 学校単位で参加する大会・試合、コンクール等

部活動が参加する大会については、校長が、その内容や生徒、部活動顧問の負担を考慮し、参加する大会を精査するよう努める。